

### 第3回自治基本条例策定検討町民会議グループ討議結果

#### 第1グループ意見

町民会議：三津橋会長、古屋委員、今井委員、小倉委員、西村委員

事務局：長岡主幹、木原主査

- ・審議会の委員が固定している。色々な人を人選することにより幅広い意見を聞くことができるのではないかと。
- ・公募制を利用するといい。
- ・政策決定の透明化が必要。
- ・世代により町の懇談会などに対するイメージが違っている。年をとるとあまり参加するものではないと感じているようだが、色々意見はあるようだ。きちんとした場で発言すべきと考える。
- ・行政懇談会などに若い人も参加したい気持ちはあるが、行政の集まりには一歩引いてしまう。
- ・町民は、行政懇談会に対して陳情、文句、要望の意識が強い。
- ・個々の意識の高揚が必要。
- ・長野県のゼロ予算事業のように、金のかからない地域づくりが必要。
- ・企業の大小に関わらず、町の方向性に合えばやっていることを認めてあげることが必要。
- ・困った時にしか行政を意識しない。普段から意識するためにはどうすればいいか。
- ・急な変革についていけない。
- ・行革を行っていても目に見えない。町民も効果が見えてくれば関心を持つ。
- ・町民も今何をすればいいのかわからないから動けない。
- ・言いたいことを言しやすい場があればいいと思う。
- ・本音で議論ができない。本音議論を行政側が避ける。
- ・行政と住民が接する機会が少ない。
- ・やりたいと思うことができるよう、相談できる窓口があればいいと思う。
- ・議会の活動がよく分からない。
- ・パブリックコメントは必要だと思う。
- ・各種団体なども自己資金を確保するための収益活動が必要
- ・町の情報を広報するには町内の事業所に掲示板等を設けてはどうか。
- ・情報は女性を活用するといい。行政懇談会などではなかなか発言しづらいので、女性だけの集まりを開催すべき。また、保健師は色々な情報収集が可能。
- ・責任ある発言をすることが大事だが、そのためには日頃からの訓練が必要。
- ・平日の日中では仕事の関係で議会の傍聴に行けない。夜間や日曜にできないのか。
- ・議員との懇談をしてみたい。(将来の下川をどのような地域にしたいか)
- ・町民みんなで話し合いをどんどんやらないといけない。そして継続していくことが大事。
- ・公共事業等の投資が地域内で循環する仕組みが必要。
- ・町広報～世代別の内容が必要。文字も大きく。
- ・イベント、学習の場～リーダーが存在すれば下川町が拠点となり得る。

### 第3回自治基本条例策定検討町民会議グループ討議結果

#### 第2グループ意見

町民会議：岡崎委員、我孫子委員、小日向委員、濱下委員、押田委員

職員 PT：市田主査 事務局：高橋課長、田村主査

- ・ 情報はたくさん出ていると思う。生活に直結しているものの情報であれば拾う。紙を配付したらいいのか？
- ・ 役場の人が出た町に出て、合併のアンケートのときのようなものがあるといい。
- ・ 大きな自治体より、他の自治体より小回りが利く。下川の強み。
- ・ 町民がお任せのスタンスではこれからは無理。
- ・ 分かってもらえるような動きが必要。現状を分かった上で話が出る。
- ・ 職員が出向くのもいい。時間差でニーズ把握が出来る
- ・ 健康診断を朝5時からやってくれるのに驚き、ほかの町では考えられない。
- ・ 関心がないということに危機感を感じる。言えば広がるエネルギーはあると思う。潜在的なエネルギーはある。
- ・ 町がきれい。新しい住民が入ってきやすい。
- ・ 意志決定のプロセスに住民がどうやって入っていきけるか？
- ・ 議会の場で住民意見が反映されているか？
- ・ 役場に入りやすくなった。
- ・ 公区の集まり、公区がどのように取りまとめていくのか？
- ・ 公区ではそこまでまとめ切れていない。議会後の公区長会議で周知されている。
- ・ 回覧の中で広報、お知らせが残って戻ってくる。ゴミになるということらしい。
- ・ 小さいことは公区長に言ってくる。一番身近なことは公区長に言ってくる。
- ・ 広い世界の情報は取りやすい。たとえば、インターネットとかで。
- ・ 公営住宅団地のあるところは、団地の人と古い住民に意識の差がある。
- ・ 公営住宅は390戸くらいある。古くから入っている人は多い。
- ・ ゴミステーションにゴミが残るところは決まっている。地域にリーダーシップがないとできない。
- ・ 役場のロビーに案内してくれる人がいると入りやすい。杉並区役所等ではいる。玄関に案内人がいることは大きい。
- ・ 職員からお客様に声をかけると良い。声をかけることで親近感がわく。
- ・ 役場に電話をかけても名乗らない。誰か名乗った方が良い。組織として、仕事をするからいらぬのか？
- ・ 広報に担当の写真が載れば分かりやすい。話しやすい。見えてくる。顔が見える。
- ・ 現場を見ることが大切。
- ・ ニセコ町では2人1組でゴミ拾い等をしながら、町内を巡回している。
- ・ そういう仕組みを活用した出前役場も良い。
- ・ 広報でその巡回を活用した「街角探検記」みたいなものを載せたらいいのでは？地域が分かる。そこに住んでいる人の当たり前のことが分かる。

- ・ 安原公園は良い公園になった。イスがミスマッチであるが・・・。
- ・ 掲示板のあり方、何が貼ってあるか分からない？町民の動線に合ったところに設置必要。セイコーマート、五味温泉。
- ・ ハピネスを利用してはどうか？
- ・ 名寄に予定されているコミュニティ FM を利用するのはどうか？
- ・ 地域情報を商工会、役場に限らず利用しては？防災しもかわもうまく利用しては？
- ・ 出している情報を分かりやすい形で出せばよい。
- ・ 年齢の高い人向けのパソコン講習が必要。最近、開催されていない。
- ・ 若い人は何を考えているか分からない。
- ・ テレビ、ネットなど情報が多いので、自分の興味のあることしか向かっていけない。若い世代が興味を持つような取り組みが必要。
- ・ 若い人同志で集まるのも良い。
- ・ 女性のつながりは大きい。すごいつながりがある。人の顔が見えたり、交じり合う。意外と面白い。この中で、税金を払っていて町がどんな風に運営されているか分かってくれば。
- ・ これからの若い世代の夢をどう実現するかがカギ。これからの町の方向はこうなんだということが分かることが必要。
- ・ 若い人もそう思っている。距離感を感じないでほしい。いろいろあると思うが、仕事という壁があるかもしれないが越えてほしい。

## 第10回自治基本条例策定検討町民会議記録（第3グループ）

メンバー 町民会議：濱下伸一郎、押田志穂（欠席：西村和樹）  
職員 P：市田主査、大野主任（欠席：栗原主査）  
事務局：総務課長、木原主査

- ・町民の知る権利は当然必要だが、どこまでの範囲なのか明確にする必要があるのではないのか。
- ・個人情報保護条例の中で制限されているものは出せない。個人の情報など限られたものが規制されている。
- ・基本的には、条例などで規制されている情報以外は全部出せると思うが、だからといって何でも出す訳にもいかない。何をどこまで提供していいのか分からない。
- ・町民として必要のない情報を出されても困る。どんなものが情報として提供する必要があるのか整理する必要がある。
- ・情報がないと議論ができないので、情報の公開自体は必要。
- ・不確定な情報では議論にならないので、正確な情報の公開が必要。
- ・幼児センターのことも色々と住民の間で話題になっているが当初予算で出ているので、情報としては公開している。
- ・決定の過程が不透明ということ。意見を聞いているのは関係者だけ。一般町民に対する情報は不足している。少ない人数で議論した方が楽。今まではそうやってきた。
- ・情報といっても、それぞれ興味のあることが違う。
- ・個人的に興味のあることは、情報公開条例があるので、個人的に得ることができる。情報公開条例では公開をするといっているが、個人情報保護条例では制限をしており、相反するものになっている。
- ・町民は役場で持っている情報について、知る権利があるということが知らない。それは役場のものだと思っている。
- ・今までは、行政側もそういった認識はあまりないのではないのか。
- ・町民が気軽に色々なことを聞きに来られるような役場になればいいと思う。
- ・役場に聞けば色々なことが分かるのだろうが、どんな情報があるのか分からない。情報のメニュー表みたいなものがあればいいと思う。
- ・役場内部でも、担当以外のことは分からないことがたくさんある。
- ・行政も今までに比べて、少しずつ情報を出すようになってきた。
- ・条文で詳しく規定するよりは、細かいものは解説でうたった方がいいのではないのか。
- ・あまり細かくうたうのも、時代背景などの変化で合わなくなるおそれもあるし、かといって大まか過ぎるのも意味がなくなる。
- ・解説は簡単に変えることはできるのか。
- ・条文の解釈を定義付けるもので、条文が改正されないと解説も変えられない。
- ・今、検討している地域担当職員の役割も大きい。行政の情報を地域に持って行き、議論してもらえる。
- ・他の町では、業務内容をメニュー化して、そこから町民が興味のあるものを選択し、担当職員が説明に行くという、「出前講座」をやっているところもある。それも情報発信の1つ。
- ・第5条第1項には、「何のために」「どういったことから」という、目的が必要ではないのか。
- ・第5条第2項の「財産」という表現はどうか。
- ・町が情報を提供するとともに、受ける側の町民の姿勢というのも必要ではないのか。